

金沢競馬場内営業許可取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢競馬場管理規則（昭和61年石川県規則第54号、以下「規則」という。）第二条の規定により、金沢競馬場内（きゅう舎団地及び駐車場を含む。以下「場内」という。）における営業の許可に関し必要な事項をさだめるものとする。

(営業の種類)

第2条 場内においては、知事の許可を受けて次に掲げる営業を行うことができる。

- (1) 競馬専門紙の販売業
- (2) 立ち売り勝馬予想紙
- (3) 売店又は飲食店の営業
- (4) 競走馬の診療業
- (5) 競走馬の装蹄業
- (6) 馬具の修理及び販売業
- (7) 飼料の販売業
- (8) 理容業
- (9) 前号に掲げるもののほか知事が指定する

第3条 前条に掲げる営業を行おうとする者は、規則別記様式第1号の営業許可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合
 - ア 別記様式第1号の誓約書
 - イ 住民票記載事項証明書（外国人の場合にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録証明書。）
 - ウ 別記様式第2号の履歴書
 - エ 写真（脱帽した正面上半身像のもので提出3箇月以内に撮影した縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルのもの2葉）
 - オ 第2条第4号に掲げる営業について許可を受けようとする者にあつては、獣医師法（昭和24年法律第186号）第7条に基づく免許の写し
 - カ 第2条第5号に掲げる営業について許可を受けようとする者にあつては、社団法人日本装蹄師会の発行する認定証の写し
- (2) 申請者が法人の場合

ア 定款又は寄付行為

イ 登記簿謄本又は登記事項証明書及び事業の概要を記載した書類

ウ 当該法人の代表者に係る前号に掲げる書類

- 2 現に営業の許可を受けて営業を行っている者が許可期の満了に伴い、再び営業の許可を申請しようとするときは、前項に規定する添付書類を省略することができる。ただし、前に提出した添付書類の記載内容に変更のある場合及び誓約書については、この限りではない。

第4条 知事は、当該営業が第2条に掲げる営業に該当し、入場者若しくはきゅう舎団地居住者の利便又は競走馬の管理上必要と認められるかどうか審査し、適当と認めるときは、規則第2条第2項の規定により許可するものとする。

- 2 知事は、申請者が次の各号の一に該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 競馬に関する法律、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競技法の規定に反して罰金以上の刑に処せられた者
- (3) 禁固以上の刑に処せられた者
- (4) 競馬に関与することを禁止又は停止されている者
- (5) 石川県地方競馬実施条例施行規則第87条第2項第4号に該当する者
- (6) 地方競馬全国協会の行う馬主登録を受けている者で、金沢競馬の競走に馬を出走させようとする者（第2条第3号及び第6号から第8号までに掲げる営業をしようとする者を除く）

- 3 第2条各号に掲げる営業者数は、知事が必要と認める範囲内とする。

- 4 第2条第1号、第3号、第6号及び第8号に掲げる営業許可を受けた者が営業権を放棄し、若しくは営業の許可を取り消されたため使用しない営業施設を生じた場合又は新たに営業施設を設置した場合は、新たに営業をしようとする者を公募し、適当と認められる者のうちから抽選により選定するものとする。

- 5 第2条第2号に掲げる営業の許可を受けた者が営業権を放棄し、又は営業の許可を取り消されたため、知事が必要と認める範囲に欠員を生じたときは、当該営業の従事者及び道場第1号に掲げる営業の許可を受けた者又はその従業員として3年以上経験を有する者のうちから選定するものとする。但し従業者については、予想行為を担当する者に限る。

(営業許可の期間)

第5条 許可の有効期間は、許可を受けた日から3年以内とする。

第6条 知事は、第4条第1項の規定による許可をした場合は、当該申請者に

対し、別記様式第3号の営業許可書を交付するものとする。

(身分証明書等の提出)

第7条 前条の営業許可証の交付を受けようとする者は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び東京法務局長が発行する登録されていないことの証明書を提出しなければならない。

(従業者)

第8条 営業の許可を受けた者が、場内における営業に関し従業者（法人が役員を従業者にしようとするときを含む。）を雇用しようとするときは、予め別記様式第4号の従業者雇用届出書に第3条第1項第1号イに規定する書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第9条 営業許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 従業者が第4条第2項第1号から第7号までに該当するものであるときは、これを雇用しないこと。
- (2) 従業者を解雇したときは、別記様式5号の従業者解雇届を速やかに知事に提出すること。
- (3) 場内の秩序の維持及び競馬の公正確保に努め、知事の指示に従うこと。
- (4) 住所又は氏名を変更したときは、別記様式第6号の住所（氏名）変更届出書に第3条第1号イに規定する書類を添えて、速やかに知事に提出すること。なお、従業者の住所（氏名）の変更についても同様であること。
- (5) 休業するときは、予め別記様式7号の休業届出書を知事に提出すること。
- (6) 知事が実施する研修会に出席すること
- (7) 第2条第1号に掲げる営業の営業者及びきゅう舎団地取材者並びに同条第2号に掲げる営業の営業者は、勝馬投票券を購入してはならない。
- (8) 第2条第4号及び第5号に掲げる営業の営業者及び従業者は、勝馬投票券を購入してはならない。
- (9) 第2条第1号に掲げる営業者及びきゅう舎団地取材者並びに同条第2号及び第4号から第7号に掲げる営業者及び従業者は、調教師、騎手及びきゅう務員における競馬法又はその他法令等違反行為に関する情報を取得した場合は、情報の取扱いに十分注意するとともに、速やかに主催者（競馬業務課長）に報告しなければならない。

(営業の場所、方法等の指定)

第10条 営業の許可を受けた者にかかる営業の場所、方法等については入場者又はきゅう舎団地居住者の利便、競走馬の管理、公正競馬の確保等を勘案し、知事が指定する。

2 第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる営業にかかる販売品目及び販売価格については、予め別記洋式8号の販売品目及び販売価格の届け出を知事に提出しなければならない。

3 知事は、届け出内容に不当であると認める場合は、是正を求めることができる。

(営業許可の取消)

第11条 知事は、次の事項に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 営業許可を受けた者が各号の一に該当するとき

ア 偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したとき。

イ 第4条第2項各号に掲げるもののいずれかに該当したとき、又は該当していることが判明したとき。

ウ 次条第1項に規定する営業停止処分の回数が1年以内に2回を超えたとき。

エ 当該許可を受けてから150日以内に営業を開始せず、又は引き続き150日(第2条第2号に掲げる営業であつては1年)以上営業を休止し現に営業を営んでいないとき。

オ 知事が競馬の公正の確保又は場内の秩序維持に支障がきたす恐れがあると認めたとき。

(2) 競馬事業が廃止になったとき

2 前項第3号及び第4号に定める期間は、非開催日を含めて計算するものとする。

(営業の停止)

第12条 知事は、営業者又はその従業者が次の各号の一に該当した場合においては、期間を定めて当該営業も停止を命じることができる。

(1) 競馬関係法令又はこれに基づく条例、規則等の規定に違反したとき。

(2) 第9条第1号の規定に違反して従業者を雇用し又は雇用していることが判明したとき。

(3) 第9条第7号及び第8号の規定に違反して勝馬投票券を購入したとき。

(4) 営業者又はその従業者以外の者に営業させたとき。

- (5) 「金沢競馬場内営業者に対する指示事項」2(4)、4(2)又は6(3)若しくは(8)に違反したとき。
 - (6) 知事が競馬の公正の確保又は場内の秩序維持に支障をきたす恐れがあると認めたととき。
- 2 営業停止期間は、競馬開催日に入場者を対象に行う営業にあつては競馬開催日のみをもって計算する18日を超えない範囲内の期間、きゅう舎団地において行う営業にあつては暦に従つて計算する60日を超えない範囲の期間とする。
 - 3 営業停止処分を受けている期間中に新たに当該処分を受けたときは先の処分の残余期間に新たに行う処分の期間を加えるものとする。
(立ち入り検査等)

第13条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、許可を受けている者の店舗又は作業所に、職員を立ち入らせ、質問させ、又は業務若しくは帳簿及びその他物件の検査をさせることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年1月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行前に許可を受けているものは、当該許可期間以内においてはこの要綱による相当規定による許可を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成4年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

誓約書

平成 年 月 日

石川県知事殿

住 所
屋号又は商号
氏 名 印

私及び私の雇用する従業者は、競馬関係法令等を遵守すること、及び下記の各号の一に該当しないことを誓います。

また、競馬関係法令等の規定に違反した場合及び下記の各号の一に該当するに到った場合は何時にても営業の許可の取消し、停止等の処分を受けても異議ありません。なお許可の取消し、停止等の処分を受けたことにより生ずる一切の損害についての補償は要求いたしません。

記

- 1 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者
- 2 競馬に関する法律、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 競馬に関与することを禁止又は停止されている者
- 5 暴力団組織又は団体の構成員若しくは構成に関与する者
- 6 他の競馬場において物品を販売すること、業として勝馬の予想をすること、又はその他の営業を停止若しくは拒否されている者
- 7 その他知事の指示に従わなかったとき。

別記様式第3号

営業許可書

石川県指令競総 第 号

住 所
屋号又は商号
氏 名

年 月 日付けで申請のあった営業については、金沢競馬場管理規則第2条第2項の規定により、下記のとおり条件を付して許可する。

年 月 日

石川県知事

記

1 営業種目

2 営業場所

3 営業許可期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 許可条件

金沢競馬場管理規則及び金沢競馬場内営業許可取扱要綱に定める規定並びに当該営業に係る指示事項を遵守すること。

5 その他

開催中止や入場制限等により、通常営業が困難なケースが発生し得る点に留意すること。

従業者雇用届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所
屋号又は商号
氏 名 印

私は、次の者を従業者として雇用したいのでお届けします。

記

1	住 所		写 真
	氏 名		
	性別・生年月日		
2	住 所		写 真
	氏 名		
	性別・生年月日		
3	住 所		写 真
	氏 名		
	性別・生年月日		
4	住 所		写 真
	氏 名		
	性別・生年月日		

従業者解雇届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所
屋号又は商号
氏 名 印

私は、下記の者を従業者として解雇しましたのでお届けします。

1	住 所		解雇の理由
	氏 名		
	性別・生年月日		解雇年月日
2	住 所		解雇の理由
	氏 名		
	性別・生年月日		解雇年月日
3	住 所		解雇の理由
	氏 名		
	性別・生年月日		解雇年月日

住所（氏名）変更届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所
屋号又は商号
氏 名 印

私は(私の雇用する従業者が)、次のとおり住所(氏名)を変更しましたので住民票記載事項証明書を添えてお届けします。

1	旧住所	
	氏 名	
	新住所	
	氏 名	
2	旧住所	
	氏 名	
	新住所	
	氏 名	
3	旧住所	
	氏 名	
	新住所	
	氏 名	

別記様式第7号

休業届出書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所
屋号又は商号
氏 名 印

私こと、次の理由により、休業いたしますのでお届けいたします。
(理 由)

休業期間

年 月 日から

年 月 日まで

別記様式第 8 号

平成 年 月 日

石川県知事 谷 本 正 憲 殿

住 所

屋号又は商号

氏 名

印

販売品目及び販売価格の届出

金沢競馬場内営業許可取扱要綱第 10 条第 2 項に基づき下記のとおり販売品目及び販売価格の届出をいたします。

記

販 売 品 目	販 売 価 格		備 考
	前回申請時	今回申請時	

新販売品には同欄に○印をつけて下さい。